

現行（令和4年版）	改定案（令和5年版）	改定理由
<p style="text-align: center;">写真管理基準</p> <p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p>	<p style="text-align: center;">写真管理基準</p> <p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について』（令和3年3月26日付け、国技建管第21号）に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p>	<p>追記</p>